警務甲達第１８号
令和７年３月１４日

各部、課、隊、所、校、署長　　殿

福井県警察本部長

福井県警察の識別章の取扱いについて

みだしのことについては、福井県警察の識別章の取扱いについて（令和６年警務甲達第１９号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、識別番号一覧表を変更し、令和７年３月２４日より下記のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和７年３月２３日をもって廃止する。

記

１　目的

この通達は、警察官の服制に関する規則（昭和３１年国家公安委員会規則第４号）、交通巡視員の服制に関する規則（昭和４５年国家公安委員会規則第７号）、警察官等に対する被服の支給等に関する条例（昭和２９年福井県条例第３９号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

２　識別番号

所属（職）における番号標の識別番号は、識別番号一覧表（別表）のとおりとする。

３　番号標の貸与等

(1)　警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に、同一番号の番号標３個を貸与する。

(2)　所属長は、警察官等に番号標を貸与したときは、番号標貸与報告書（別記様式）により警察本部長に報告する。

４　識別章の着装除外

警察官等が識別章を着装しないことができる場合は、次のとおりとする。

(1)　看守勤務の警察官が留置場において勤務する場合

(2)　護送勤務の警察官が護送用車両を運転し、又は検察庁若しくは裁判所において勤務する場合

(3)　治安警備実施に従事する場合

(4)　（１）から（３）までに掲げる場合のほか、識別章を着装する必要がないと所属長が認める場合

５　番号標の裏面表示

警察官等が番号標の裏面を表示することができる場合は、次のとおりとする。

(1)　暴力団の事務所を捜索する場合であって、番号標の表面を表示することによりその

現場における妨害又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合

(2)　泥酔者を保護する場合であって、当該泥酔者が番号標の識別番号を大声で叫ぶなどして適正な職務執行に支障を及ぼすと認められる場合

(3)　（１）及び（２）に掲げる場合のほか、番号標の裏面の表示が必要であると所属長が認める場合

別表

識別番号一覧表

所属（職）	識別番号	所属	識別番号
警察本部長	ＦＰ００１	高速道路交通警察隊	ＵＢ００１～
警務部長	ＦＰ００２	公安課	ＨＴ００１～
生活安全部長	ＦＰ００３	警備課	ＨＵ００１～
刑事部長	ＦＰ００４	機動隊	ＵＣ００１～
交通部長	ＦＰ００５	原子力施設警備隊	ＵＤ００１～
警備部長	ＦＰ００６	警察学校	ＰＡ００１～
首席監察官	ＦＰ００７	福 井 警 察 署	ＳＡ００１～
総務課	ＨＡ００１～	福井南警察署	ＳＢ００１～
県民サポート課	ＨＡ１０１～	大 野 警 察 署	ＳＤ００１～
警務課	ＨＢ００１～	勝 山 警 察 署	ＳＥ００１～
会計課	ＨＣ００１～	あわら警察署	ＳＧ００１～
厚生課	ＨＧ００１～	坂 井 警 察 署	ＳＦ００１～
監察課	ＨＥ００１～	坂井西警察署	ＳＨ００１～
留置管理課	ＨＶ００１～	鯖 江 警 察 署	ＳＪ００１～
情報技術企画課	ＨＤ００１～	越 前 警 察 署	ＳＬ００１～
機動警察隊	ＵＥ００１～	敦 賀 警 察 署	ＳＭ００１～
生活安全企画課	ＨＨ００１～	小 浜 警 察 署	ＳＮ００１～
地域指導課	ＨＩ００１～		
人身安全・少年課	ＨＪ００１～		
生活環境課	ＨＫ００１～		
サイバー犯罪対策課	ＨＢ１０１～		
刑事企画課	ＨＸ００１～		
捜査第一課	ＨＬ００１～		
捜査第二課	ＨＭ００１～		
組織犯罪対策課	ＨＦ００１～		
捜査支援分析課	ＨＷ００１～		
鑑識課	ＨＮ００１～		
科学捜査研究所	ＨＯ００１～		
交通企画課	ＨＰ００１～		
交通指導課	ＨＱ００１～		
交通規制課	ＨＲ００１～		
運転免許課	ＨＳ００１～		

別記様式省略